

令和6年度 公文書開示（令和6年10月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R6.9.30	R6.10.11	令和6年9月4日付の懲戒免職処分の原因となった会計管理局による請求人（都庁職員）関連のトラブル事案報告について、総務局コンプライアンス推進部に報告した会計管理局管理職の正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0					1										本件請求の内容は、特定の人物に関して、一般に公開されていないトラブル事案報告という個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）であり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人の行動や対応状況等の有無といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課
2	R6.10.17	R6.10.31	令和6年9月4日付の懲戒免職処分の原因となった会計管理局管理職による請求人（都庁職員）関連のトラブル事案報告について、請求者が事故調査の際に「パワーハラスメント被害報告書（2）」を証拠資料付きで提出して、総務局コンプライアンス推進部による「当該パワーハラ行為に係る事故調査」が実施されるように求めたにもかかわらず、要求を無視してパワーハラ行為を揉み消した会計管理局管理職の職権乱用行為の正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）	0					1										本件請求の内容は、特定の個人の行動や対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）であり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人の行動や対応状況等の有無といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。